

## 利用料金等の改定に関する委員会からの意見書（案）

### <適正な料金設定>

本来、利用者（＝受益者）が負担すべき料金については、利用者から適切に徴収すべきものです。市公共施設の費用負担に関する原則に則り、適切な受益者負担を求めることは、利用者と非利用者との間の公平性を保つ上で妥当であると考えます。

#### 【検討委員会での意見】

- ・これまでのアーラの利用料金が極めて安い料金であり、適正な料金に見直すことは必要である。
- ・適正な料金の設定に当たっては、市が平成24年度に定めた「使用料設定にあたっての基本的な考え方」に基づき、受益者負担割合50%を達成できるように設定する。
- ・近隣市町村や全国と比較して設定をすべきであり、今回の利用料金の改正案については他自治体と比較しても妥当な料金設定である。
- ・利用料金を上げることについては賛成であるが、市民の理解を得るために、管理運営費や受益者負担の考え方などの基本方針を示し、周知を図る必要がある。
- ・段階的な料金改定は、運営上難しいのであれば行わない。

### <定期的な見直し>

今回の見直しは、開館後初めて行われる見直しであることから、その見直し幅も大きく、利用者が大きな負担を感じる恐れがあります。また、社会情勢は年々変化しており、その影響を考慮に入れた料金設定を行うことは今後の施設運営において、必要不可欠です。

今後は指定管理期間である5年を目途に利用料金の確認を行い、適正な料金とするために必要な措置を講じる必要があります。

#### 【検討委員会での意見】

- ・これまでアーラの利用料金は見直しがされてこなかったが、時代の変化に合わせた利用料金の定期的な見直しは必要である。
- ・見直しを行うタイミングとしては、3年・5年など様々なタイミングが考えられる。利用料金制度による指定管理者制度にて運用を行っていることから、指定管理期間である5年を目途に見直しを行う。
- ・今後の料金改定の方向性については、市民に周知していくべき。
- ・開館当初の利用促進のための低料金が据え置かれてきたので、見直しにより運営上の齟齬が是正される。